

令和元年台風第19号により被災した 佐野商工会議所会員事業所の皆様へ

中小企業庁 令和元年度被災小規模事業者再建事業

2020年4月6日時点版

持続化補助金(台風19号、20号及び21号型)

➤ 事業再建に取り組むための資金として

➤ **200万円**を上限に補助金 (補助率:2/3)が出ます

- ・詳細は裏面の補助率・補助額をご覧ください。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は1000万円～2000万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ 計画の作成や販路開拓の実施の際、 **佐野商工会議所の指導・助言**を受けられます

《対象となる取組の例》

①車両購入費

- ・店舗再建までの売り上げ確保のため、移動販売車によるケータリングを開始

②機械装置等費

- ・仮設事業所でも商品製造および販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入

③外注費

- ・営業再開とさらなる顧客獲得に向けて、店舗スペースの土砂撤去やバリアフリー化改修を実施

お問い合わせ先

佐野商工会議所経営支援課 担当 新井・金尾・奈良・青木

電話:0283-22-5511

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-1691 [9:30~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<https://r1.jizokukahojokin.info/taifu/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

令和元年台風19号、第20号または第21号の暴風雨による被災地域(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)に所在する同台風による被害を受けた小規模事業者。※小規模事業者とは常時使用する従業員が下記条件に合致する商工業者を指します。

【従業員基準】

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

・事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する事業再建のための事業

◆補助対象経費

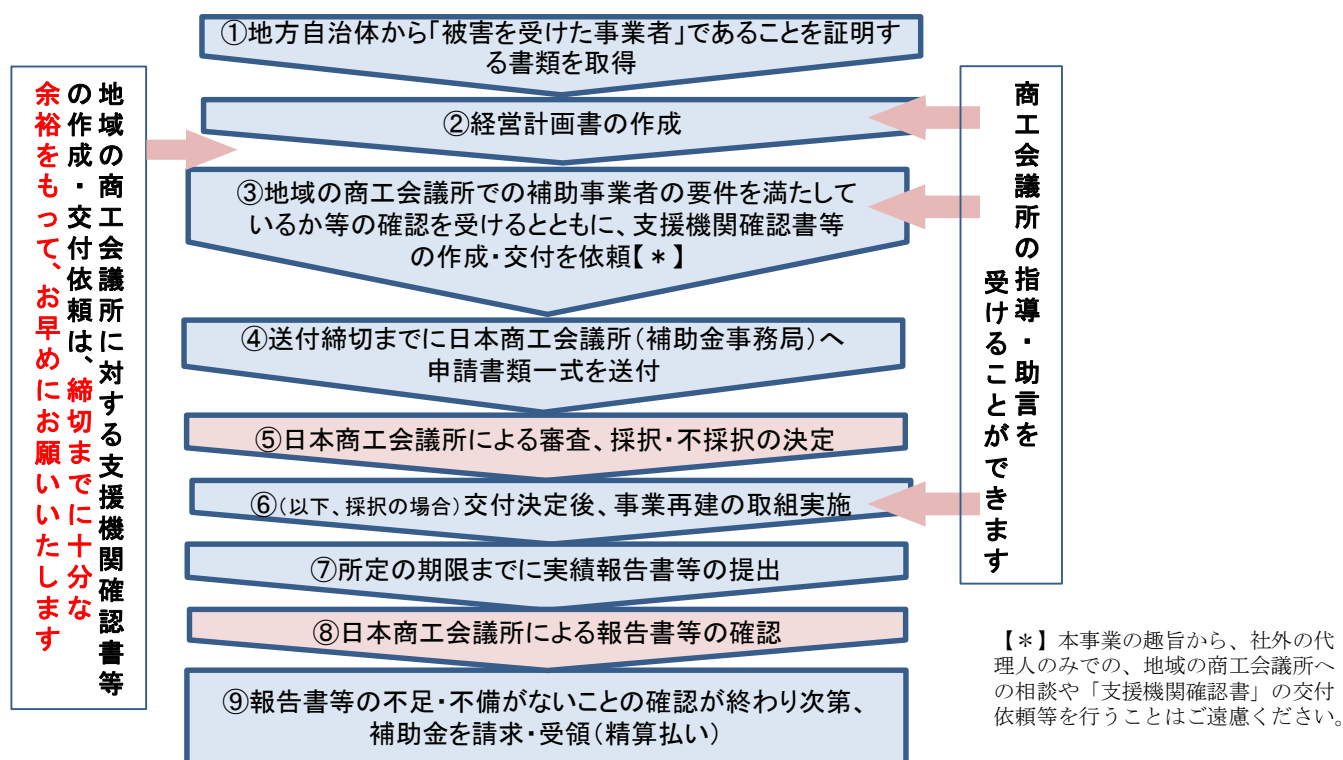
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内(宮城県・福島県において一定の条件を満たす場合定額)
- ・補助額 ①宮城県、福島県、栃木県、長野県 上限200万円
②岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県 上限100万円

*複数の事業者が連携する場合には、上限は1000万円～2000万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手順の流れ



	第1回締切	第2回締切
1. 申請書類一式の送付締切(上記④)	2020年5月15日(金) 【最終日当日消印有効】	2020年7月10日(金) 【最終日当日消印有効】
2. 採択結果公表	2020年7月上旬頃予定	2020年8月下旬頃予定
3. 補助事業の実施期間	交付決定日(2019年10月10日まで遡及可能)から 2020年12月31日(木)まで	交付決定日(2019年10月10日まで遡及可能)から 2020年12月31日(木)まで

※2020年4月6日(月)より申請受付開始しております。